「昭和十一年四月十九日第三種郵便物認可」

大正十二年六月十五日納本發行　FARMISTO　第五號

小作人

東京市牛込區若松町二〇
發行所　農村運動同盟
印刷者兼發行者　望月桂
東京市牛込區若松町二〇
印刷所　小作人雜誌社
定價　一部五錢　半年三十錢　一年六十錢（前金）
廣告料　一頁金十圓　半頁金六圓　一段金二圓
廣告の申込は發行所「事務所」へ

土地は萬人のものだ

——救濟解放の鍵を握へ——

一

天道樣はくまなく萬人をてらす。だのに土地は何ぜ萬人の自由に使用することを許さないのだ。天道樣は人間が造つたのでないやうに、地面も人間が造つたのではない。所がある土地をある人が耕やさうとする。若しくは使用しやうとする。必ず地主と云ふものが來てそれを干渉する。それは偉れの權强だ、偽の土地だと云ふ。それならば地主はその土地を使つて居るか、但しは耕やして居るかと云ふに、さうでない。

二

地球上に多くの廣い土地が横はつて居る其の廣い多くの土地は權强されて、地主の土地と登記されて居るそして多數の人間はその權强に壓迫されて必要なくてからざる土地を使用することも、耕やすことも出來ないで居て多くの人間の中の一部の土地を使用ひ、若しくは耕や

も生きるの權利はある。だが、萬人の發展だと謂ふ人間にはそれがない。我等はオヤアと生活を奪げるが否や、從つて地主に、死活の鍵を握られて居る。我等は地主の束縛を免がれては生きることは出來ない。我等は實に生れ以前から奴隷にされて居る。我等の生活の悲慘なのは、生れ前から定められたやうなものだ。

我等は生活の悲慘から免かれやうとするならば、是非共この奴隷たることから解放されなくてはならない。奴隷から解放されることなしに、生活の悲慘を免がれやうとするのは、謂ゆる木に縁りて魚を求むるものだ。

そうだ、「萬人に土地」それ以外にない。楽園土島、地に遊ぶ鳥のやうに、然も幸福安全、自由に。

五

奴隷からの解放、萬人に土地、之れを何うして實現するこ

家に依頼することだ。

六

むかし、佛國四の大革命のあつた時、國會は「萬人に土地」を宣言した。そして國王共の土地を人民に區劃すべきことを宣言した。けれども、いざ實行となると、政治家には何にも出來なかつた。たゞ宣言しただけであつた。

七

複製禁止

著作權所有